

「HRSテーブルマナー認定講師」資格の維持・継続につきまして

日頃より協会事業にご支援を賜り、誠に有難うございます。

この度、「HRSテーブルマナー認定講師(日本・西洋・中国・マスター)」資格取得をいただいております皆様に、資格の維持・継続につきましてご案内を申し上げます。

当該資格を受験される際に、受験資格として HRS 個人会員へご入会をいただいておりますが、資格取得後におきましても、HRS認定の資格である当該資格の継続には、HRS 個人会員であることが必要でございます。

つきましては引き続き「HRSテーブルマナー認定講師(日本・西洋・中国・マスター)」資格の維持・継続を希望されて、いま現在、非会員となっている皆様に改めまして、HRS個人会員への再度のご入会をお願い申し上げます。また、資格の維持・継続を希望されて、本年度年会費が未納の会員の皆様には、改めまして、年会費のご納入をお願い申し上げます。

再度のご入会お手続きはこちら↓からお願いいたします。

<http://www.hrs.or.jp/member.html>